

奈良県高等学校文化連盟規約

第1章 総則

(名称・事務局)

第1条 本連盟は、奈良県高等学校文化連盟と称し、事務局を会長の委嘱する学校に置く。

(組織)

第2条 本連盟は、奈良県内の高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部をもって組織する。

(目的)

第3条 本連盟は、県内の高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部における芸術文化活動の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 奈良県高等学校総合文化祭の開催
- (2) 近畿及び全国高等学校総合文化祭への参加
- (3) 高校生の国際文化交流事業
- (4) 芸術文化に関する研修会・講習会・鑑賞会の開催及び高等学校の文化活動に関する調査研究
- (5) その他目的達成に必要な事業

(部会)

第5条 本連盟は、次の部会を置く。

合唱、吹奏楽、器楽、日本音楽、マーチングバンド、バトントワリング、演劇、書道、美術・工芸、写真、放送、囲碁、将棋、小倉百人一首かるた、吟詠剣詩舞、郷土芸能、弁論

- 2 部会の新設等に関しては、別に定める。

第2章 役員・顧問・客員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、監事2名、部会長若干名、評議員若干名、理事長1名、理事

若干名

(顧問・客員)

第7条 本連盟に、顧問、客員を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 客員は、連盟発展のために功績のあった役員の中から、理事会で推挙する。
- 4 顧問、客員においては前職に限る。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長、副会長及び監事は、総会で選出する。
- (2) 部会長は、校長から選出する。
- (3) 評議員は、県下の各高等学校長及び中等教育学校長をもって充てる。
- (4) 理事長は、理事会において選出する。
- (5) 理事長は、部会の理事または事務局長に当たる者から選出する。
- (6) 理事長の選出された部会より理事代理を選び、権限は理事と同様のものとする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、本連盟の企画運営に参画するとともに、部会を代表し総括する。
- (4) 監事は、本連盟の事業及び会計を監査する。
- (5) 評議員は、会長の諮問に応ずる。
- (6) 理事長は、理事会の決議に基づいて会務を掌理する。
- (7) 理事は、本連盟の企画運営に参画するとともに、各部会の運営に当たる。

(役員・顧問・客員の任期)

第10条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。顧問、客員については特に定めない。

第3章 機関

(機関)

第11条 本連盟に、次の機関を置く。

総会、理事会、部会

(総会)

第12条 総会は、本連盟の最高議決機関であり、すべての役員、事務局員、各部会より推薦された2名の部会員及び各学校高文連担当代表者を以て構成し、会長が招集する。

第13条 総会は、次の事項を決定する。

役員を選出、規約の改廃、部会の設置改廃、事業計画の承認、予算の議決、決算の承認、その他必要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、部会長、理事長、理事、理事代理及び事務局員で構成し、連盟の会務を執行する。

(部会)

第15条 部会は、部会長、理事及び部会員で構成し、各部会の事業の運営に当たる。

第4章 事務局

(事務局)

第16条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1名、事務局次長2名、事務局幹事若干名を置く。

3 事務局長、事務局次長及び事務局幹事は、会長が委嘱する。

4 各学校に、連盟の事務を処理するための高文連担当代表者を置く。

第5章 会計

(経費)

第17条 本連盟の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第18条 会費は、全日制高等学校及び中等教育学校後期課程生徒一人あたり年額400円、定時制高等学校生徒一人あたり20円とする。特別支援学校生徒からは徴収しない。

(学校分担金)

第19条 学校分担金は、19学級以上の学校1校あたり5,000円、19学級未満の学校1校あたり3,000円とする。(学級数は全日制・定時制の合計とする。)特別支援学校からは徴収しない。

(会計年度)

第20条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 補則

(細則)

第21条 本規約の施行についての細則は、総会の議決を経て別に定めることができる。

(附則)

この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

- ・第1回改正 昭和63年4月1日
- ・第2回改正 平成元年4月1日
- ・第3回改正 平成2年4月1日
- ・第4回改正 平成3年4月1日
- ・第5回改正 平成4年4月1日
- ・第6回改正 平成6年4月1日
- ・第7回改正 平成7年4月1日
- ・第8回改正 平成10年5月22日
- ・第9回改正 平成12年5月18日
- ・第10回改正 平成13年5月17日
- ・第11回改正 平成20年5月22日
- ・第12回改正 平成21年5月21日
- ・第13回改正 平成24年2月2日

(平成24年4月1日施行)

- ・第14回改正 平成26年5月15日